

条件付一般競争入札（事後審査方式）について

R05.06.01 更新

1. 条件付一般競争入札（事後審査方式）とは

1) 条件付一般競争入札

一般競争入札の中でも、事業所の所在地要件（地域要件）や工事の施工経験などの条件を入札公告により事前に求めて入札を執行する入札方法をいいます。

2) 事後審査方式

入札公告で示した発注条件に対する資格審査を、入札会が終了した後、入札会において有効な入札を行ったものの中で最低価格者となったもの（以下「落札候補者」という。）に対して実施し、落札者を決定する方式をいいます。

2. 対 象

予定価格が130万円を超え、1億5,000万円未満の建設工事（建設業法第2条第1項に規定するものを基本とします。）及び予定価格が50万円を超え、1,000万円未満の測量・建設コンサルタント等業務（建設工事に係る測量、建築設計、土木設計、補償、地質調査業務を原則とする。）を対象とします。

ただし、予定価格が130万円を超える案件であっても、災害復旧工事等緊急を要する工事や小規模修繕工事等特殊な工事については、条件付一般競争入札によらない場合があります。

3. 概 要

1) 入札・契約までの手順

① 入札公告

ア 条件付一般競争入札は、入札公告を志摩市ホームページ及び志摩市役所5階掲示板に掲示することにより発注情報を伝達します。

☆ 志摩市ホームページ

イ 入札公告日は、毎月第2水曜日を基本とします。（予定価格が5,000万円以上の建設工事の案件については、第1水曜日公告基本）ただし、公告予定日が閉庁日の場合は、前日を基本とします。

※ 臨時の入札を行う場合でも水曜日公告を基本としますので、毎週水曜日には発注案件の有無などについてホームページ等でご確認ください。

また、発注案件がない場合もその旨ホームページ等でお知らせします。

※ 入札の中止、公告の修正は随時行いますので、公告後入札会までの間は、入札情報にご注意ください。

ウ 条件付一般競争入札の入札情報は、入札公告を必ず確認していただく必要があります。

《ご注意》 指名通知は届きません。

② 入札参加申請

ア 入札に参加する方は、入札公告に示された期限までに、入札参加申請書を入札公告記載の提出場所へ提出し、入札の申し込みを必ず行ってください。

☆ 申請様式・・・事後審査方式(条件付)一般競争入札参加申請書(様式第2号)

※ 様式の記載例は別添記載例を参考としてください。

イ 申請は入札公告記載の提出先窓口へ直接持参いただくか、電送(FAX等)により行ってください。

※ 電送により申し込みを行う場合は、送信後に送付確認の電話をお願いします。

③ 設計図書(仕様書)の閲覧及び質疑

ア 設計図書(仕様書)の閲覧については、入札公告に示された場所(原則担当課)において期日までに閲覧してください。

イ 設計図書(仕様書)に関する質疑も、期日・場所を入札公告に明記しますので、入札公告に基づき、担当課へ質問等行ってください。

※ 質問の回答は、市ホームページに掲載します。

ウ 質問書については、所定の様式をご利用ください。

④ 工事費等内訳書

ア 条件付一般競争入札に参加する場合は、入札書と同時に工事費等内訳書(以下「内訳書」という。)の提出が必要となります。

※ 内訳書の提出の要否は、入札公告に記載します。

イ 内訳書は入札公告に様式一式を添付しますので、その内訳書に入札額の内訳を記載し、入札書に同封してください。

ウ 提出された内訳書が、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効として取り扱いますので、十分ご注意ください。

- ・入札時に内訳書を提出(同封)しないもの
- ・内訳書の合計金額(税抜き)と入札価格が一致していないもの
- ・一括値引き、減額の項目が計上されているもの
- ・設計図書(仕様書)の項目に対応した記載がなされていないなど、記載すべき項目が欠落しているもの
- ・内訳書内の内訳金額の計算に誤りがあるもの
- ・内訳書に工事・業務名、商号又は名称の記載がないもの若しくはこれらの判別が不明であるもの
- ・その他内訳書に著しい不備が認められるもの

※ 内訳書の取り扱いについては、別添「工事費等内訳書取り扱い要領」をご参照ください。

エ 内訳書に不明な点がある場合は、さらに詳細な根拠資料の提出を求める場合があります。

⑤ 入札・開札

ア 入札及び開札は、②入札参加申請を期日までに行った業者全員の面前において、実施します。

イ 入札参加者は入札書に内訳書を同封したものを入札会において提出してください。

ウ 談合等により公正な入札が執行できないと判断される場合や天災その他止むを得ない事情により入札を延期又は取り止める場合があります。

エ 入札会の前日までに入札参加者が2者に満たなくなった場合は、入札を行わない場合があります。

オ ②入札参加申請を行った者が、入札日までに入札を辞退する場合は、入札辞退届を持参、郵送又は電送（FAX等）により入札参加申請先へ提出してください。なお、入札を辞退した者はこれを理由に以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。ただし、一度提出し受理された辞退届は撤回できません。

※ 指名競争入札においては、指名通知を受け取った後に入札を辞退する場合は、全て入札辞退届を提出していただきましたが、条件付一般競争入札（事後審査方式）においては、②入札参加申請を行った者が入札日までに入札辞退する場合のみ辞退届の提出が必要となります。

⑥ 入札参加資格申請

ア 入札会において、予定価格（入札書比較価格）の範囲内で最低制限価格（入札書比較価格）以上の入札を行った者のうち最低価格者（以下「落札候補者」という。）となった者は、入札参加資格申請書類を入札日の翌々日（閉庁日除く）までに契約担当課に直接持参又は郵送（提出期限日必着）することにより提出し、資格審査を受けてください。

- ☆ 申請様式…1）（条件付）一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）
2）同種工事（業務）の施工（行）実績届出書（様式第1-1号）
3）配置予定技術者等の届出書（様式第1-2号）
4）配置予定技術者の資格・工事（業務）経歴届出書（様式1-3号）
5）上記1）～4）の添付書類
6）その他入札公告により提出を求められた書類

※ 2）、4）については、入札公告により提出を求められた場合に提出してください。

※ 様式の記載については、別添記載例を参考としてください。

⑦ 入札参加資格審査及び落札決定

ア 落札候補者より⑥において提出された入札参加資格申請書類及び入札書に同封された内訳書については、契約担当課及び担当課において審査します。

イ 審査終了後、資格を満たしていると判断された場合には、当該落札候補者に落札決定し、落札確認通知書をお渡しします。

ウ 審査後に資格を満たしていないと判断した場合は、当該落札候補者に「資格無し」の旨書面にて通知し、入札会において次順位者となった者の資格審査を実施します。以後、落札者が決定するまで、入札結果の順位により資格審査を実施します。

エ 入札会において、同順位者が複数存在する場合は、くじ引きにおいて落札候補

者の順位を決定します。

2) 予定価格の取り扱い

予定価格（入札書比較価格）を入札公告に記載することにより事前公表とします。

※ 予定価格（入札書比較価格）とは、予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものです。

3) 最低制限価格

最低制限価格については、発注案件ごとに積算された案件に伴い最低限必要な費用（P）を最低制限価格（入札書比較価格）とします。

☆ 「志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準」及び「志摩市発注の測量・設計等業務に係る最低制限価格の運用基準」を参考としてください。

4) その他

入札参加資格、入札の方法、入札無効・失格の決定等入札条件については、別添「条件付一般競争入札（事後審査方式）入札心得」に記載してありますので、入札申請を行う前には、入札公告及び条件付一般競争入札（事後審査方式）入札心得をよくお読みください。

4. その他

1) CORINS・TECRIS への登録について

契約金額 500 万円（消費税及び地方消費税含む）以上の建設工事を請け負った場合には、CORINS への登録を義務付けるものとする。契約金額 100 万円（消費税及び地方消費税含む）以上の調査設計業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、並びに測量業務を受注した場合には、TECRIS に登録してください。

2) 入札情報について

入札に関するお知らせ及び入札情報については、志摩市ホームページ

(<http://www.city.shima.mie.jp>) 及び志摩市役所 5 階掲示板において随時お知らせします。